

令和8年度企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託 業務説明書(仕様書)

1 業務名称

令和8年度企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

2 業務目的

横浜市（以下「本市」という。）では、「企業版ふるさと納税を活用した横浜市まち・ひと・しごと創生推進事業」に基づき、地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）を活用した寄附の受け入れが可能となっている。

本業務は、多くの企業から本市への寄附を獲得し、事業を積極的に推進するための自主財源を捻出することを目的とする。事業実施にあたっては、独自のネットワークやノウハウを有する民間事業者に当該業務を委託し、より効果的に業務を実施する。

3 業務内容

受託者は、寄附対象事業である政策経営局共創推進課所管「公民連携の推進」事業（以下「対象事業」という。）への企業版ふるさと納税による寄附獲得を目的とし、次の業務を実施するものとする。

（1）市外企業への働きかけ

本市外に本社を有する企業に対し、企業版ふるさと納税制度及び対象事業を周知し、寄附への関心を喚起すること。

（2）寄附見込企業のリスト化

対象事業の分野を考慮した調査・分析を行い、寄附見込企業をリスト化すること。当該リストは委託者と協議の上、随時対象の追加・削除を行う。なお、リストに含まれない企業からの寄附は、本業務の成果とは認めない。

（3）寄附見込企業への提案及び紹介

寄附見込企業に対し、対象事業への寄附を個別に提案し、令和8年12月末日までに寄附の意向を確定させること。また、寄附の実現に向け、委託者との面談や対話の場を設定するなど、積極的にマッチング機会を提供すること。

（4）寄附企業とのマッチング後のフォローアップ

寄附企業と委託者のマッチング後、寄附の実施に向けた調整が円滑に進むよう、双方への相談対応、その他必要なフォローアップを行うこと。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 委託料

- (1) 委託料の算定は成果報酬型によるものとし、受託者が本市に対して寄附見込企業を紹介し、寄附受領に至った場合、次の計算式で算出した委託料を支払うものとする。
 - ・寄附金額×委託料率（※1円未満の単位は切り捨てとする）
 - ・上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。
- (2) 委託料率の上限は、本業務を通じて行われた寄附金額の20%以内（消費税別）とする。
- (3) 請求及び支払時期については、契約締結時に協議の上、決定する。

6 本業務委託に係る予算額（委託料上限額）

3,610,000円（税込）

7 成果物

- (1) 報告書：1式
- (2) 納入先：横浜市役所9階 政策経営局共創推進課
電話 045-671-4391

8 その他

- (1) 業務実施にあたり、横浜市契約規則、委託契約約款、個人情報取扱特記事項、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項、その他関係法令等を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た情報等を、他の目的に使用し、又は第三者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 業務の進捗については、定期的に本市へ報告を行うものとし、報告内容及び頻度は本市との協議により定めること。
- (4) 寄附見込企業に対し、寄附の代償として経済的利益を供与するなど、不正の目的をもって本業務を行ってはならない。
- (5) 寄附額が本業務委託に係る予算額を超えることが見込まれる場合には、委託者と別途協議を行うこと。
- (6) 本業務は、複数の受託者と契約する場合がある。受託者が複数の場合、全ての受託者に対する委託料の支払総額の上限は、本業務委託に係る予算額とする。寄附見込企業が寄附の意向を示した際は、事前に本市へ情報を共有し、委託料の支払い可否について確認の上、調整を進めること。事前調整なく寄附金が入金され、その結果、当該委託料と他の寄附に係る委託料の総額（支払予定額を含む）が上限額を上回った場合、当該委託料を支払うことができなくなる場合がある。この場合、本市は一切の責任を負わないものとする。
- (7) 仕様書に記載のない事項、その他業務の履行上必要な事項については、本市と受託者で協議の上、決定する。

9 備考

- (1) 本契約は、令和8年度予算が横浜市会において可決され、可決後に契約書を取り交わすことにより成立するものとする。
- (2) 本仕様書は、公募型プロポーザル実施に向けた設計図書として作成したものであり、契約時には、提案内容の反映等を含め、本市と受託者で協議・調整の上、詳細な仕様書を確定し、契約を締結するものとする。